

第 8 章

教育、訓練及び普及啓発

8.1 概要

(全般)

- 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の運用や、「持続可能な開発のための教育 (ESD)」の推進等を通じて、家庭教育、学校教育、社会教育等教育の場等において、地球温暖化問題やエネルギー問題について学習する機会を提供する。また、マスメディアによる広報、パンフレットの配布、シンポジウムの開催等を通じ、普及啓発活動を進める。さらに、国民的取組のリーダーあるいはアドバイザー的な役割が期待される環境NGO等に対する支援を強化する。
- 地球温暖化問題に関する知見や、温室効果ガス削減のために格段の努力を必要とする具体的な行動、及び一人ひとりが何をすべきかについての情報を積極的に提供・共有し、広報普及活動を行い、家庭や企業における意識の改革と行動の喚起につなげる。

(学校等における教育)

- 環境教育等促進法に基づき、環境教育等の推進に関する基本方針を定め、国民、民間団体等が自ら進んで環境保全活動等の取組を行うよう、環境教育に関する総合的な施策の推進を図っている。
- 2005年に開始された持続可能な開発のための教育 (ESD) について、関係省庁連絡会議を設置し、施策の積極的な推進を図っている。2021年5月には、「我が国における『持続可能な開発のための教育 (ESD)』に関する実施計画」を定め、その計画的な実施に努めている。

(意識啓発・市民参加)

- 多様な手法による適切な情報提供を通じて国民の意識に強く働きかけることにより、国民一人ひとりの自主的な行動に結びつけていく。その際、最新の科学的知識の提供による健全な危機感の醸成や、何をすることが、あるいは何を購入することが温室効果ガスの排出抑制や吸収源対策の促進につながるのかという具体的な行動に関する情報提供・普及啓発に取り組む。

(NGO等への支援)

- 地球温暖化防止への取組に欠かせない環境NGO等の団体に対し、国あるいは地方公共団体等が財政的な支援等を行っている。今後とも、その活動の趣旨を歪めない範囲で、支援を強化していくこととしている。

(条約第6条の実施に関するモニタリング、レビュー及び評価)

- 日本において、条約第6条の実施に特化した形式での正式なモニタリング、レビュー及び評価プロセスは存在しないが、本報告書に関連章で説明されているように、第6条に関する活動は、日本で実施されている気候変動に関する教育、訓練及び普及啓発活動や、温室効果ガスインベントリ、国別報告書及び隔年報告書の作成といった透明性活動や、緩和及び適応政策の実施、並びに途上国支援に関する活動の一部として実施されている。

8.2 教育、訓練及び普及啓発に対する総合的政策

近年の二酸化炭素排出量を部門別に見ると、国民のライフスタイルに密接に関連する家庭部門で増加傾向が顕著である。地球温暖化防止のためには、国民一人ひとりが大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを改め、省資源・省エネルギーやリサイクルなどに取り組むとともに、再生可能エネルギーの利用について考えていくことが重要となっている。

このため、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「環境教育等促進法」という。）」の運用や、「持続可能な開発のための教育（ESD）」の推進等を通じて、家庭教育、学校教育、社会教育等教育の場等において、地球温暖化問題やそれに密接に関係するエネルギー問題について学習する機会を提供する。また、マスメディアによる広報、パンフレットの配布、シンポジウムの開催等を通じ、普及啓発活動を進める。さらに、国民的取組のリーダーあるいはアドバイザー的な役割が期待される環境NGO等に対し、支援を強化する。

また、深刻さを増す地球温暖化問題に関する知見や、温室効果ガス削減のために格段の努力を必要とする具体的な行動、及び一人ひとりが何をすべきかについての情報を、なるべく目に見える形で伝わるよう、積極的に提供・共有し、広報普及活動を行い、家庭や企業における意識の改革と行動の喚起につなげる。

8.3 学校等における教育

8.3.1 概要

我が国の環境教育は、公害教育や自然保護教育に端を発し、2011年6月に成立した「環境教育等促進法」においては、地球規模の視点に立って環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進する観点から、「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」と定義されている。国は、同法に基づき環境教育等の推進に関する基本方針を定め、国民、民間団体等が自ら進んで環境保全活動等の取組を行うよう、環境教育に関する総合的な施策の推進を図っている。

また、我が国の提案により2005年に開始された持続可能な開発のための教育（ESD）については、国は関係省庁連絡会議を設置し、施策の積極的な推進を図っている。「国連持続可能な開発のための教育（ESD）の10年（DESD）」（2005-2014）、「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」（2015-2019）を経て、2020年より「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて（ESD for 2030）」が開始された。2021年5月には、「我が国における『持続可能な開発のための教育（ESD）』に関する実施計画」を定め、その計画的な実施に努めている。

8.3.2 具体的施策

■ 学校教育における環境教育・学習の推進〈文部科学省〉

- 児童生徒が環境への理解と関心を深め、環境を守るために主体的に行動することができる

よう環境教育・学習を推進することが重要であり、2008年3月、2009年3月の学習指導要領の改訂においては、社会科や理科、技術・家庭科など関連の深い教科を中心に環境に関する内容の充実を図った。また、2017年3月には小・中学校、2018年3月には高等学校の学習指導要領をそれぞれ改訂し、環境に関する内容の充実を図るとともに、引き続き、学校教育における環境教育・学習の推進に努めている。

- 学校施設における省エネ・太陽光発電等再生可能エネルギーの導入や、木材利用の更なる促進など、エコスクール（環境を考慮した学校施設）の整備を推進するとともに、そのような施設を「エコスクール・プラス」として認定し、学校施設を教材として活用することで児童生徒の環境教育を推進している。
- 環境教育リーダー研修等の実施、環境のための地球規模の学習及び観測プログラム（GLOBE）実施校への支援を行っている。
- 小学校・中学校においては、学習指導要領に基づき、環境に関する教育が様々な科目において実施されている。

■ 多様な場における環境教育・学習の推進

環境教育等促進法において、国は、国民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、環境教育の推進に必要な施策を講ずることとされており、関係省庁においては、学校のみならず、公民館、青少年教育施設、都市公園、森林など多様な場における環境教育・学習の取組を推進している。

- 「体験の機会のある場」の認定制度の運用〈環境省〉
環境教育等促進法に基づき、自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深めること等を目的として、民間の土地・建物の所有者等が提供する体験の機会のある場について、都道府県知事が一定の基準に照らして認定・周知する制度を設けている。2022年9月現在、全国27箇所が認定されており、体験者数は年間約16,600人（2020年度）にのぼっている。認定については、企業価値の向上、地域との共生、学校との連携強化という点で意義を感じている事業者が多く、また学校側も、生徒を安心して体験学習に参加させることができ、教員の指導力の強化にも繋がっているという認識を持つ方が多い。
- 公民館等における環境教育〈文部科学省〉
環境問題をはじめとする地域の課題解決に向けて、公民館等を中心として関係機関・団体の連携協力体制を構築して学習活動等を実施する取組が広く全国的に行われるよう、優れた取組を全国に情報提供することなどにより普及を図っている。

青少年教育施設においては、豊かな自然環境を生かし、体験型の環境学習や自然体験活動の機会を提供するなど、環境教育の推進に取り組んでいる。
- 都市公園における環境教育〈国土交通省〉
利用者・地域・学校などと一体となった環境教育・環境学習などの指導者や実践者の養成の場

や機会を提供するとともに、それらのプログラムを実践する都市公園の整備を推進している。また、都市緑化意識の高揚、啓発を図るため、「緑の相談所」の設置を行っている。

- 森林環境教育等活動の取組の推進〈農林水産省〉
林野庁では、森林・林業について体験・学習する機会の提供や木の良さやその利用の意義を学ぶ活動など、森林環境教育等活動の取組を推進している。

また、国有林野事業では、NPOや学校等が体験活動等を実施するための場としてフィールドを提供するほか、森林管理局・署等による体験活動の実施や活動プログラムの提供・技術指導等を行っている。
- 港湾における環境の整備と教育等への場の提供〈国土交通省〉
港湾の良好な自然環境を活用し、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、地方公共団体やNPO等による自然体験・環境教育プログラム等の開催の場ともなる緑地・干潟等の整備を推進し、海辺の自然環境を活かした自然体験・環境教育を行う「海辺の自然学校」等の取組を促進する。

■ ESDの取組の推進

- 持続可能な開発のための教育（ESD）に関する国際的枠組みへの貢献〈文部科学省〉
「国連ESDの10年（DESD）」（2005-2014）、「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」（2015-2019）の枠組みのもとにユネスコ主導でESDの推進がなされてきたが、2020年よりその後継枠組みとして「持続可能な開発のための教育：SDGs実現に向けて（ESD for 2030）」が開始された。2021年5月にはオンラインにて「ESDに関するユネスコ世界会議」が開催され、萩生田文部科学大臣が出席した。また2014年に日本政府の財政支援により世界中のESDに関する優れた取組を表彰する「ユネスコ／日本ESD賞」が創設され、以降2019年までは毎年3件、2020年以降は隔年3件が選出されている。2016年には、岡山ESD推進協議会による「岡山ESDプロジェクト」が受賞プロジェクトの一つに選ばれた。
- 学校教育を中心としたESDの推進〈文部科学省〉
文部科学省では、特に、ユネスコスクール（ユネスコ憲章に示されたユネスコの理念を実現するため、国際的な連携を実践する学校）をESDの推進拠点と位置づけるなど、学校教育を中心とした種々の教育現場でESDの普及に取り組んできており、国連ESDの10年の開始時には19校であったユネスコスクールは、2019年11月現在で1,120校までに増加した。

具体的な取組としては、ユネスコスクールの活動に必要な支援（人材や情報の提供、交流促進等）、ユネスコスクールガイドブックの作成（2022年3月改訂）、全国のユネスコスクール関係者が一堂に会し、好事例を共有し様々な課題について意見交換を行う「ユネスコスクール全国大会（ESD研究大会）」、「ESD推進の手引」を活用した教育関係者への研修などを実施している。また、ESD－SDGsコンソーシアムにおいては、学校・企業・ユネスコ協会等多様なESD/SDGs関係団体と協力し、地域におけるESDの実践、普及等を行っている。

- 「ESD推進ネットワーク」の形成〈環境省〉

持続可能な社会の実現に向けて、ESDに関わるステークホルダーが地域における取組を核としつつ、様々なレベルで分野横断的に協働・連携してESDを推進するため、全国的ハブ機能を持つ「ESD活動支援センター」と、広域ブロックにおけるハブ機能を持つ「地方ESD活動支援センター」を設置。地域のステークホルダーの協力を得て各地域におけるESD活動を推進するための「地方ESD活動推進拠点」と協働・連携しながら、①ESDに関する情報の収集・発信、②ESD活動の支援、③ESD実践の学び合いの促進、④人材の育成を推進している。

8.4 意識啓発・市民参加

8.4.1 概要

地球温暖化防止のためには、国民一人ひとりが自らのライフスタイルを変革することが不可欠であり、そのためには国民の理解と行動が求められる。

多様な手法による適切な情報提供を通じて国民の意識に強く働きかけることにより、国民一人ひとりの自主的な行動に結びつけていく。その際、最新の科学的知識の提供による健全な危機感の醸成や、何をすることが、あるいは何を購入することが温室効果ガスの排出抑制や吸収源対策の促進につながるのかという具体的な行動に関する情報提供・普及啓発に取り組む。

8.4.2 具体的施策

■ 国民運動の展開（「クールビズ、ウォームビズ」）

国民、事業者などの各界各層の理解を促進し、具体的な温暖化防止行動の実践を確実なものとするため、政府は、地方公共団体、経済界、NPO、労働界、研究者等と連携しつつ、知識の普及や国民運動の展開を図る。

具体的には、温室効果ガス排出量の削減対策について、インターネット、テレビ、新聞、ラジオ等を有機的に用いて、適切な冷暖房温度の設定等様々な地球温暖化対策に資する取組を普及啓発するキャンペーンを実施している。

その一環として、例えば夏の冷房使用時の室温を28℃、冬の暖房使用時の室温を20℃とし、その室温でも快適に過ごせる夏・冬のライフスタイル「クールビズ」「ウォームビズ」を推進している。

■ 全国地球温暖化防止活動推進センター、地域地球温暖化防止活動推進センターを通じた取組

1999年4月に施行され、2008年6月に改正された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、全国地球温暖化防止活動推進センター、地域地球温暖化防止活動推進センターが地域に密着した地球温暖化対策に関する普及啓発や広報活動を行っている。

全国地球温暖化防止活動推進センターとしては1999年7月に財団法人日本環境協会が指定され、2010年10月には一般社団法人地球温暖化防止全国ネットに変更された。地域地球温暖化防止活動推進センターは2022年7月時点で全国に59カ所指定されており、地域での地球温暖化対策の推進

役として活動している。

■ 地球温暖化防止活動推進員の活動

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、都道府県知事等に委嘱された地球温暖化防止活動推進員による、住民に対する普及啓発活動や日常生活に関する温室効果ガス排出抑制等を目的とした助言等の活動を進めている。

■ グリーン購入の推進

2000年に制定された「国等による環境物品等の調達に関する法律」（グリーン購入法）では、環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を定めることとなっており、国等は当該基本方針に即して物品等の調達方針を定めて環境物品等の優先的調達を実施している。また、同法は、地方公共団体や事業者、国民についても環境物品等の選択に努めるよう求めており、その選択に資するためインターネットによる情報提供を行っているほか、グリーン購入説明会等により普及啓発活動を行っている。

■ 「環境月間」を中心とした取組

毎年6月の「環境月間」及び6月5日の「環境の日」を中心に、国や地方公共団体などが各種の環境保全の普及啓発活動を進めている。具体的には、環境展「エコライフ・フェア」、各種講演会、シンポジウム等のイベントの実施、パンフレット、ポスター等の作成・配布、環境保全功労者の表彰等を行っているほか、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等各種媒体を通じての広報活動を進めている。

■ 「地球温暖化防止月間」を中心とした取組

毎年12月を「地球温暖化防止月間」とし、国や地方公共団体等が地球温暖化防止に関する各種の普及啓発活動を進めている。具体的には、地球温暖化防止に資するシンポジウム等のイベントの実施、地球温暖化防止功労者の表彰等を行っているほか、各種媒体を通じての広報活動を進めている。

■ 3Rの普及啓発

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の普及・促進を図るために、Webサイト「Re-Style」を運営し、インターネット媒体を通じての普及啓発を実施している。

■ 「3R推進月間」を中心とした取組

毎年10月の「3R推進月間」を中心に国、地方公共団体等が各種の普及啓発活動を進めている。具体的には「3R推進全国大会」の開催、当大会での「循環型社会形成推進功労者」と「3R促進ポスターコンクール」の環境大臣表彰のほか、循環ビジネス振興のための「資源循環技術・システム表彰」等を行っている。

■ カーボンフットプリント制度の構築等による温室効果ガス排出量の見える化

の推進

事業者による排出量の効率的な削減努力の促進と、より排出量が少ない商品・サービスを選択する等といった消費者の削減行動の促進のため、商品・サービスの原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通しての温室効果ガスの排出量をCO₂に換算して、当該商品・サービスに簡易な方法で分かりやすく表示する「カーボンフットプリント制度」の構築・普及等の取組を進めている。

■ 省エネルギーについての普及啓発

省エネルギー・省資源対策推進会議において、国民各層の省エネルギーへの取組の協力を促進するため、毎年「夏（冬）季の省エネルギーの取組について」を決定し、エネルギー消費量が増大する夏季・冬季に各省庁と協力して省エネ普及啓発の強化を図っている。

さらに産業部門、民生部門、運輸部門等の省エネルギーを推進するため、広告・イベント・ウェブ・パンフレット等により具体的な省エネ行動を国民に分かりやすく伝えるための広報を行っている。

■ 原子力関連情報の提供

福島第一原発の事故を踏まえて、政府は放射線等の知識普及や原子力を含むエネルギー政策等について国民の理解の増進を図るため、着実な広報活動を行う。

■ 消費者等に対する木材利用の普及

消費者を対象に木材利用の意義を広め、木材の利用拡大を図る「木づかい運動」が、国や地方公共団体等により展開されている。具体的には、木の良さや価値を再発見させる優れた製品や取組について、消費者目線で評価、表彰する「ウッドデザイン賞」のほか、各種イベントの開催や、各種媒体を通じた広報活動等が行われている。

■ 国土緑化・都市緑化についての普及啓発

国土緑化・都市緑化に関する普及啓発活動としては、みどりの月間、都市緑化月間等における国民的緑化運動の展開、緑の募金や都市緑化基金の活用等による民間の森林づくりや緑化活動の促進などを中心に、国民参加型の緑化活動が展開されている。

■ 運輸部門の環境問題についての普及啓発

地球温暖化問題、エコドライブなどの省エネ対策、大気汚染問題等、運輸部門における環境問題について、パンフレット等を作成し、地方公共団体、関係業界、一般国民に対し配布すること等で、地球環境問題等への意識の向上や具体的な取組の実施を求め、国全体として運輸部門における環境対策を推進している。

■ 低燃費車等についての普及啓発

自動車の燃費、二酸化炭素排出量等を取りまとめた「自動車燃費一覧」を作成・公表するとともに

インターネット等を通じて最新の情報提供を行うことにより低燃費車等の普及を促している。

■ 地球温暖化の実態と予測に関する情報提供

「日本の気候変動2020」「気候変動監視レポート」等、気候変動の実態と予測に関する情報を刊行物として一般へ提供するほか、気候変動予測研究により得られた科学的知見を発表するシンポジウムを開催するなど、気候変動に関する最新の知見の提供及び普及啓発を実施している。

2020年12月には、日本の気候変動について、これまでに観測された事実や、今後の世界平均気温が2℃上昇シナリオ（RCP2.6）及び4℃上昇シナリオ（RCP8.5）で推移した場合の将来予測をとりまとめ、「日本の気候変動2020」を公表した。

気象庁が運営する世界気象機関（WMO）温室効果ガス世界資料センターでは、世界各国の温室効果ガス観測データを収集・解析しており、とりまとめた結果は、WMOが温室効果ガス年報として公表している（同時に気象庁が日本語訳も公表）。同年報は気候変動枠組条約締約国会議でも配布され、国際的な気候変動対策の基礎資料として利用されている。

また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表する各種報告書の政策決定者向け要約（SPM）等の和訳を作成・公開している。

■ 「エシカル（倫理的）消費）」に関する普及啓発

消費者庁では、人や社会、環境に配慮した消費行動である「エシカル（倫理的）消費」の意味や必要性などについて、幅広く国民に伝えるため、パンフレット、動画等の啓発資材を作成し、その活用を促進するほか、特設サイト等における情報発信の充実を図っている。

■ グッドライフアワード

日本各地で実践されている「環境と社会によい暮らし」に関わる活動や取組を募集し、環境大臣が表彰することによって当該活動を応援するとともに、表彰した取組を広く一般に発信することで、日本で暮らすひとり一人がライフスタイルを見直すきっかけの提供を目指している。

8.5 NGO等への支援

8.5.1 概要

地球温暖化防止に取り組むに当たっては、環境NGO等の民間団体の活発な活動、健全な発展が欠かせない。また、環境NGO等の団体には、地球温暖化防止に対する国民的取組のリーダーあるいはアドバイザー的な役割も期待される。しかし、そのような団体の中には、資金不足で十分に活動できない団体も多く、かねてより、国あるいは地方公共団体等が財政的な支援等を行っている。今後とも、環境NGO等の団体に対し、その活動の趣旨を歪めない範囲で、支援を強化していくこととしている。

8.5.2 具体的施策

■ 環境で地域を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業

「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）で提唱した「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地域を元気にしていくため、地域プラットフォームの構築を支援している。このために、地域循環共生圏づくりに資するプロフェッショナル人材や情報の集約、地域の総合的な取組となる構想策定、その構想を踏まえた専門家チームの形成・派遣等による事業化支援に取り組み、地域循環共生圏の創造を強力に推進する。

■ 地球環境基金等

独立行政法人環境再生保全機構が運営する「地球環境基金」では、環境NGO・NPO等の民間団体等が国内あるいは海外で行う脱炭素社会形成・気候変動対策、循環型社会形成、自然保護等の活動に対して、毎年200件程度の助成やその他の支援を行っている。

■ 地方公共団体における地域環境保全基金

地方公共団体においては、各地方公共団体が有する「地域環境保全基金」の活用により、環境NGO等の団体の各種環境保全活動を支援している。

■ 「地球環境パートナーシッププラザ」等における取組

環境教育等促進法に基づき、国民、民間団体等、国、地方公共団体がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動等を推進するため、地球環境パートナーシッププラザ（国連大学との共同事業）及び地方環境パートナーシップオフィスにおいて、企業、NPO等の様々な主体に対して地球温暖化に関するセミナーや展示等を含む情報提供、連携の場の提供等を行う。

■ 途上国における持続可能な森林経営のための支援

林野庁では、「国際林業協力事業」の中で、NGO等が森林保全・森林再生の取組を行うための環境整備等を実施している。

■ 森林づくり活動の場の提供

森林づくりを行っている団体に対し、指導者の育成、安全・技術研修を行うとともに、森林づくり活動の場として国有林野を提供するなど、支援を実施している。

8.6 条約第6条の実施に関するモニタリング、レビュー及び評価

気候変動枠組条約第6条によれば、締約国は、条約第4条1(i)の規定に基づく約束の履行に当

たり、国内における気候変動及びその影響に関する教育啓発事業の計画の作成及び実施や気候変動及びその影響に関する情報の公開、並びに、国際的なレベルにおいて、気候変動及びその影響に関する教育及び啓発の資料の作成及び交換等を実施しなければならないとされている。

日本においては、条約第6条の実施に特化した形式での正式なモニタリング、レビュー及び評価プロセスは存在しない。しかしながら、本報告書に関連章で説明されているように、第6条に関する活動は、日本で実施されている気候変動に関する教育、訓練及び普及啓発活動や、温室効果ガスインベントリ、国別報告書及び隔年報告書の作成といった透明性活動や、緩和及び適応政策の実施、並びに途上国支援に関する活動の一部として実施されている。

